

甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 29 日

告示第 46 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

令和元年 10 月 1 日 告示第 167 号

令和 3 年 3 月 31 日 告示第 69 号

令和 4 年 3 月 28 日 告示第 64 号

令和 6 年 3 月 29 日 告示第 48 号

令和 7 年 3 月 21 日 告示第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時の建築物倒壊による緊急輸送道路等の閉塞を防ぎ、市民の避難路や緊急車両の通行を確保するために、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が行う耐震化に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、甲州市補助金等交付規程（平成 17 年甲州市規則第 49 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法令、規則及び国の要綱・関係通知の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 通行障害既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 6 条第 3 項第 1 号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）をいう。
- (2) 指定評価者 補助金の交付建築物の耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有するとして、山梨県知事が認める機関をいう。
- (3) 耐震化 耐震設計、耐震改修、建替え及び除却をいう。
- (4) 省エネ基準水準 住宅若しくは建築物又はその部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）で定める建築物エネルギー消費性能基準に相当するものをいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号）に基づく国の補助（以下「補助」という。）の対象となる通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化事業で、次に掲げる要件に適合するものとする。ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に存する既存木造住宅について行う同一敷地内への建替え工事を除く。

- （1） 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- （2） 国又は地方公共団体が所有するものを除く。
- （3） 建替えの場合は、従前の建築物を除却することとし、新築される住宅は、省エネ基準水準となるものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、通行障害既存耐震不適格建築物を所有するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する事業に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1） 耐震設計に要する経費（指定評価者の判定に要する経費を含む。）
- （2） 耐震改修に要する経費
- （3） 建替え又は除却に要する経費（前号の助成を受けて耐震改修を行った建築物を除く。）

2 補助対象経費は、別表第1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる費用で、別表第1に定める補助率により算定した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には補助金の交付を決定し、災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 補助事業の内容を変更しようとするときは、災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額に変更のない場合をいう。）についてはこの限りではない。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（3） 補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに災害時避難路通行確保対策事業費の未完了報告書（様式第5号）を市長に提出してその指示を受けること。

2 前項の申請に当たっては、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

（変更の承認等）

第9条 市長は、前条第1項第1号の規定による災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認めた場合は、災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する

ものとする。

- 2 市長は、前条第1項第2号の規定による災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。
- （状況報告）

第10条 市長は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適正な遂行を確保するため、交付決定者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、災害時避難路通行確保対策事業完了実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その実績報告書に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、災害時避難路通行確保対策事業費補助金の額の確定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、災害時避難路通行確保対策事業費補助金支払請求書（様式第10号）により、遅滞なく補助金の交付を市長に請求しなければならない。ただし、補助金の受領について、耐震化業務の契約を締結した建築士事務所又は施工者等に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、災害時避難路通行

確保対策事業費補助金受領委任払請求書（様式第 11 号）によるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による耐震化業務の契約を締結した建築士事務所又は施工者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

（指導等）

第 14 条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するため、当該申請者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（書類の保管）

第 15 条 申請者は、この補助事業に関する書類を整理し、補助事業を完了若しくは廃止した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補足）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日甲州市告示第 46 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の廃止）

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日甲州市告示第 167 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日甲州市告示第 69 号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日甲州市告示第 64 号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日甲州市告示第４８号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年３月２１日甲州市告示第３２号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 5 条、第 6 条関係）

経費区分	補助対象経費の限度額	補助率
耐震設計に要する経費 （指定評価者の判定に 要する経費を含む。）	1. 耐震改修に関わる設計費 1) 面積 1,000 m²以内の部分 は 2,100 円／m²以内 2) 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円／m²以内 3) 面積 2,000 m²を超える部 分は 1,050 円／m²以内 2. 建替えに関わる設計費 耐震改修に要する経費相当 分を建築工事とした上で、補 助金の算出方法に準じて算出 した額	対象経費の 5／6 以内の額
耐震改修、建替え又は 除却に要する費用	1. 耐震改修工事費 1) 住宅（木造）については、 15,800 円／m²以内 2) 住宅（非木造）について は、39,900 円／m²以内 3) 住宅以外については、 57,000 円／m²以内 4) Is 値が 0.3 未満（住宅以 外）については、 62,700 円／m²以内 2. 建替え工事費 建替えに要する経費とす る。 なお、第 1 号の耐震改修工	対象経費の 11／ 15 以内の額

	事費（従前の建築物の延面積を算定根拠とする）により算定された額を限度とする。 3. 除却工事費 除却に要する費用とする。 なお、第1号の耐震改修工事費（従前の建築物の延面積を算定根拠とする）により算定された額を限度とする。	
--	---	--

別表第 2 添付書類

申請書の種類	様式	添付書類
災害時避難路通行確保対策 事業費補助金交付申請書	第 1 号	【共通】 ・ 交付申請額の算出方法（別紙 1） ・ 算定内訳（別紙 2 ～ 4）※費用区分に応じたもの ・ 収支予算書又はこれに代わる書類 ・ その他市長が必要と認める書類 【耐震設計】 ・ 設計者の資格を証する書類（写） ・ 耐震診断結果報告書（写） ・ 設計工程表（概要で可） ・ 設計見積書（写） 【耐震改修】 ・ 工事に関する設計図書（配置図、平面図等） ・ 耐震診断結果報告書（写） ・ 補強計画に係る指定評価者の判定書（写） ・ 工事工程表（概要で可） ・ 工事見積書（写） 【建替え及び除却】 ・ 工事（建替え）に関する設計図書（配置図、平面図等） ・ 耐震診断結果報告書（写） ・ 工事工程表（概要で可） ・ 工事見積書（写）
災害時避難路通行確保対策 事業費補助金交付決定通知書	第 2 号	

災害時避難路通行確保対策 事業費補助金変更承認申請 書	第 3 号	・ 交付申請額の算出方法（別紙 1） ・ 算定内訳（別紙 3 ～ 4）※費用区分に応じたもの ・ 変更増の場合は、収支予算書又はこれに代わる書類 ・ 申請内容の変更を示す図書
災害時避難路通行確保対策 事業の中止（廃止）承認申 請書	第 4 号	・ 補助金交付申請書の写し ・ 交付決定書の写し
災害時避難路通行確保対策 事業の未完了報告書	第 5 号	・ 事業の実施状況表（任意書式）
災害時避難路通行確保対策 事業費補助金変更交付決定 通知書	第 6 号	
災害時避難路通行確保対策 事業の中止（廃止）承認通 知書	第 7 号	
災害時避難路通行確保対策 事業完了実績報告書	第 8 号	【共通】 ・ 交付決定通知書（写） ・ 完了実績一覧表（別紙 5） ・ 契約書（写） ・ その他市長が必要と認める書類 【耐震設計】 ・ 耐震設計の概要図面等 ・ 指定評価者の判定書等 ・ 設計費の領収書の写し（設計者の発行したものに限る。） 【耐震改修】 ・ 改修工事の概要

		・耐震改修工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、完了時） ・工事費の領収書の写し 【建替え及び除却】 ・請負契約書の写し ・除却工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、完了時） ・建替え工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、完了時） ・工事費及び除却費の領収書の写し ・省エネ基準への適合を証する書面
災害時避難路通行確保対策事業費補助金の額の確定通知書	第 9 号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金支払請求書	第 1 0 号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金受領委任払請求書	第 1 1 号	

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者
住所
氏名
電話番号

災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付申請書

災害時避難路通行確保対策事業費に要する経費について、補助金の交付を受けたいので、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業

2 補助事業の内容

3 交付申請額 円

4 事業の完了予定期日 年 月 日

別紙 1

交付申請額の算出方法

(単位：円)

申請者名		補助対象事業費 (A)	補助対象経費 (B)	国の補助金の額 (C) (B) × 2/5 (設計は1/2)	県の補助金の額 (D) (B) × 1/6	交付申請額 (B) × 11/15 (耐震設計は5/6)
合計	交 付 申 請 額 合 計					
	(前 回 交 付 決 定 額)					
	(変 動 増 △ 減 額)					

(注1) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段 () 書きすること。

別紙 3

耐震設計の交付申請額の算定内訳

(単位：円)

耐震改修に関わる設計費＋指定評価者の判定に要する 経費若しくは建替え工事に関わる設計費 (A)	円
補助対象面積 (B)	m ²
1. 耐震改修に関わる設計費 補助対象事業費の限度額 (C) $C = B \times (1) \sim (3) \text{ m}^2 \text{ 当たりの限度額単価}$ (1) _____ m ² × 2,100 円 (2) _____ m ² × 1,570 円 (3) _____ m ² × 1,050 円 2. 建替え工事に関わる設計費 補助対象事業費の限度額 (C) 耐震改修工事に要する経費相当分×建築設計料率	(1) 円 (2) 円 (3) 円 計 円 円
補助対象経費 (D) AとCのいずれか少ない額	円
交付申請額 (E) $D \times 5/6$	円

(注 1) 対象建築物毎、別葉により作成すること。

別紙 4

耐震改修、建替え又は除却の交付申請額の算定内訳

(単位：円)

耐震改修、建替え又は除却に要する経費 (A)	円
補助対象面積 (B)	m ²
補助対象事業費の限度額 (C) (1) 住宅(木造) _____ m ² × 15,800 円 (2) 住宅(非木造) _____ m ² × 39,900 円 (3) 住宅以外 _____ m ² × 57,000 円 (4) Is値0.3未満(住宅以外) _____ m ² × 62,700 円	円
補助対象経費 (D) AとCのいずれか少ない額	円
補助対象額 (E) D × 11/15	円

(注1) 対象建築物毎、別葉により作成すること。

第 号
年 月 日

様

甲州市長



災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった災害時避難路通行確保対策事業費補助金については、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業
- 2 補助事業の内容
- 3 交付決定額 円
- 4 事業の完了予定期日 年 月 日
- 5 交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
ア 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の変更を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は 年 3 月 1 5 日のいずれか早い期日まで、災害時避難路通行確保対策事業完了実績報告書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

年 月 日

（宛先） 甲州市長

申請者
住所
氏名
電話番号

災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の通知を受けた災害時避難路通行確保対策事業費補助金について、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第8条第1項第1号の規定により、交付決定の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業
- 2 交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更増△減額 円
- 3 変更理由
- 4 事業の完了予定期日 年 月 日

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先） 甲州市長

申請者
住所
氏名
電話番号

災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた災害時避難路通行確保対策事業については、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり当該事業を中止（廃止）したいので申請します。

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業
- 2 中止（又は廃止）の理由
- 3 中止（又は廃止）に係る事業の内容及び金額

年 月 日

（宛先） 甲州市長

申請者
住所
氏名
電話番号

災害時避難路通行確保対策事業の未完了報告書

年 月 日付け 第 号をもって災害時避難路通行確保対策事業の交付の決定を受けましたが、完了期日までに次の理由により事業が完了しなくなりましたので、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項第 3 号の規定により報告します。

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業
- 2 交付決定通知書に付された事業の完了期日
（変更があったものについては、変更後の期日）
- 3 変更すべき事業の完了予定期日
- 4 変更理由

第 年 月 日 号

様

甲州市長



災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請があった災害時避難路通行確保対策事業費補助金については、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり交付の変更を行うことに決定したので通知する。

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業

- 2 変更交付決定額 円
前回交付決定額 円
変更増△減額 円

- 3 事業の完了予定期日 年 月 日

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請があった災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）については、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり承認する。

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業
- 2 承認の内容 申請書記載のとおり
- 3 承認の条件

年 月 日

（宛先） 甲州市長

申請者
住所
氏名
電話番号

災害時避難路通行確保対策事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた災害時避難路通行確保対策事業が完了しましたので、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添え報告します。

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 補助事業の成果 別添のとおり

別紙 5

完了実績一覧表

耐震設計・耐震改修等の対象建築物の名称	建築物の建設年	建築物の規模		判定結果 (総合評価点)	交付決定内容			完了事業の精算内容			備考
		階数	面積 (㎡)		交付決定日	事業費	補助金額	事業費	事業費 (控除額の控除後)	補助金額	
合 計											

第 号
年 月 日

様

甲州市長



災害時避難路通行確保対策事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった災害時避難路通行確保対策事業費補助金について、甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり確定します。

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金額 | 円 |
| 2 | 交付決定補助金額 | 円 |
| 3 | 交付済補助金額 | 円 |
| 4 | 返 還 金 額 | 円 |

年 月 日

（宛先） 甲州市長

申請者
住所
氏名
電話番号

災害時避難路通行確保対策事業費補助金支払請求書

甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業
- 2 補助事業の内容
- 3 支払請求額

金額		百	十	万	千	百	十	一	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

4 振込先

振込 先金融 機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協			店
預金 種別	当座 普通 No.	フリガナ		
		預金口座 名義		

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者
住所
氏名
電話番号

災害時避難路通行確保対策事業費補助金受領委任払請求書

甲州市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、次の受任者に委任します。

記

- 1 補助事業の名称 甲州市災害時避難路通行確保対策事業
- 2 補助事業の内容
- 3 支払請求額

金額		百	十	万	千	百	十	一	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

4 受任者

事務所(施工者)等 名	
代表者	印
所在地	

5 振込先

振込 先金融 機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協			店
預金 種別	当座 普通 No.	フリガナ		
		預金口座 名義		